

第 2 号（令和 5 年 6 月 2 3 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和5年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和5年6月23日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年6月23日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和5年6月23日午前11時36分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	田中	保美	8番	岡田	久雄
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇 議会書記 梶田 篤志

議会書記 林田 夕加 議会書記 新田 純平

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男 副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎
 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
 理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理
 理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
 企画財政課長 寺井 佳孝
 高齢福祉課長 坂井幸一郎
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
 上下水道課長 仁木 崇
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
 理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
 学校教育課長・
 自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
 税務課長 乾 浩朗
 保健医療課長 中谷 誠
 産業環境課長 菱本 嘉昭
 建設課参事 辻井 祐介
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 平間 克則

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和5年6月23日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第34号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第35号 井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第36号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第37号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第39号 令和5年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）
- 第7 議案第40号 令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第8 議案第41号 令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第9 議案第45号 工事請負契約について同意を求める件
- 第10 議案第46号 工事請負契約について同意を求める件
- 第11 令和5年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第12 発議第3号 健康保険証廃止の中止を求める意見書
- 第13 議員派遣の件
- 第14 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和5年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

町長より、議案第45号、第46号として、工事請負契約について同意を
求める件が追加提案として提出されております。

また、谷田みさお議員より、発議第3号、健康保険証廃止の中止を求める
意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。

なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、田中保美
議員、8番、岡田久雄議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第34号、井手町税条例の一部を改正する条例制定
の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、議案第34号、井手町税条例の一部を改
正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正
を行うものであります。

それでは、4ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例
の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1775ページ、第33条の9、配当割額又は株式等譲渡所
得割額の控除の規定でありまして、地方税法等の規定に基づき、令和6年度
から国税である森林環境税の賦課徴収を市町村が行うことに伴い、第2項中
の規定において、所得割額から配当割額または株式等譲渡所得割額が控除し
切れない金額があり還付金が生じた場合における未納金への充当先を、これ
までの個人の府民税、町民税に加え、森林環境税を加える条文の整備であり

ます。

次に、例規ページ数 1777 ページ、第 35 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定でありまして、法改正に伴い、新たに第 2 項として、給与所得者の扶養親族等申告書において前年の申告内容と異動がないときは、その旨を記載することで記載事項を省略できる規定を追加するとともに、5 ページをお開きください、今回新たに第 2 項を追加したことに伴い、旧の第 2 項以降の項及び項中における引用条文の項を改める条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1779 ページ、第 37 条、個人の町民税の徴収の方法の規定でありまして、法改正に伴い、見出しを個人の町民税の徴収の方法から個人の町民税の徴収の方法等に改め、今回新たに第 3 項として森林環境税の導入に伴う賦課徴収方法の規定を追加するとともに、同条中の文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1779 ページ、第 40 条、町民税の納税通知書の規定でありまして、法改正に伴い、森林環境税の導入により納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するとともに、同条中の文言を修正する条文の整備であります。

7 ページをお開きください。

次に、例規ページ数 1781 ページ、第 43 条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定でありまして、法改正に伴い、森林環境税の導入により徴収する税額に森林環境税額を追加するとともに、同条中の文言を修正する条文の整備であります。

9 ページをお開きください。

次に、例規ページ数 1783 ページ、第 46 条、給与所得者に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れの規定でありまして、法改正に伴い、森林環境税の導入により第 2 項の規定を市町村が徴収した個人の市町村民税、道府県民税に係る徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金、いわゆる市町村徴収金関係過誤納金が生じた場合における未納金への充当規定に改めるとともに、同条中の文言を修正する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1783 ページ、第 46 条の 2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定でありまして、法改正に伴い、森林環境税の導入により徴収する税額に森林環境税額を追加するとともに、同条

中の文言を修正する条文の整備であります。

12ページをお開きください。

次に、例規ページ数1785ページ、第46条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れの規定でありまして、法改正に伴い、森林環境税の導入により先ほどの第46条の改正と同様に、第2項に規定する過誤納金が生じた場合における未納金への充当規定を改めるとともに、同条中の文言を修正する条文の整備であります。

13ページをお開きください。

次に、例規ページ数1806ページ、第81条、種別割の税率の規定でありまして、法改正に伴い、第1号エに規定するミニカー区分から特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外する規定に改める条文整備でありまして、これに伴い、電動キックボードの課税区分につきましては、第1号アに規定する原動機付自転車と同じく税率2,000円が適用されることとなるものであります。

次に、例規ページ数1835ページ、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、及び次の例規ページ数1838ページ、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定の改正につきましては、法改正に伴い、燃費性能及び排ガス性能に係る不正行為を行った自動車メーカー等に対して、不正により納付不足額が生じた場合にはペナルティーとして、その不足額と合わせて徴収される加算金の割合を10%から35%に引き上げる条文の整備であります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次に、第2条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次に、第3条、軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ページ数で4ページ以降、何か所も森林環境税という言葉が出てきますが、特に森林環境税というのはどういう税金なのか。

払い方ですけれども、6ページに個人の町民税の徴収の方法ということで、これは均等割を賦課し徴収する場合に合わせて賦課するというふうに書いてあるわけですね。ということは、均等割のかかる人は全員この森林環境税がかかってくる、減免等はないということなのか。幾らなんでしょうか。

それと、森林環境は徴収された後、譲与税の形で市町村にも還元されると思うんですけれども、その交付の仕組みをお願いします。

13ページ、原動機付自転車の課税についての規定がありますが、下線が引いてある部分ですね、こういう下線が引いてある部分を除くとなっていますが、どういうものが新たに課税され、どういうものが課税されないのか。いわゆる電動キックボードというものに対する課税の基準だと思いたしますが、お願いをいたします。

本町でこういう課税対象になっているものが何台かあるのかどうか、お尋ねします。

13ページから14ページにわたって軽自動車税の賦課徴収の特例ということで、不正な手段で、いろんな環境基準のデータを不正操作したというようなことで摘発される例が最近たくさんありましたので、そういうことに關する特例かと思いたしますが、そうしますと、これはその不正を働いたメーカーの軽自動車を持っている住民の方にかかってくるということですか、お尋ねをします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えします。

まず森林環境税についてですけれども、森林環境税、いわゆるその課税の対象者につきましては、国内に住所のある個人に対して課税されるというものでありまして、個人住民税における均等割の税義務者に対して、1人年額1,000円が課税されるということになっております。

この森林環境税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等、公益的機能を維持するために、令和6年度から課税されるというふうになっておりまして、徴収事務につきましては、地方税法の規定に基づく第1号法定受託事

務とされておりますので、市町村において個人住民税の均等割と合わせて徴収するという形になっております。

この税収につきましては、全額が国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されるというものになっております。

交付の仕組みなんですけども、まず徴収して国で一旦集められた森林環境税が、全国の市町村、都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数、及び人口による客観的な基準で案分して譲与されるということになっております。森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、市町村においては間伐等の森林の整備に関する施策と人材の育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。また、都道府県におきましては、森林の整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされておりました。市町村に分配される割合といたしましては、私有林人工面積に係るものが50%、林業就業者数に係るものが20%、人口の案分という部分でいうと30%の比率で交付されるというふうになっております。

続きまして、今回規定します特定小型原動機付自転車、いわゆるキックボードの関係なんですけども、まずは特定小型原動機付自転車というものについてですけれども、原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ運転に関し高い技能を有しないものである車として、道路交通法施行規則で定める基準に該当するものになっております。

その基準といたしましては、車体の長さが190センチメートル以下、幅が60センチメートル以下で、原動機として定格出力が0.6キロワット以下の電動モーターを用いること、時速20キロメートルを超える速度を出しことができないこと、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと、オートマチックトランスミッション機構が取られていること、最高速度表示等が備えられていること、以上の要件に該当するものが特定小型原動機付自転車というふうに定義されまして、今回の条文の改正におきましては、特定小型原動機付自転車は先ほど申しましたように定格出力0.6キロワット以下の電動モーターが用いられておりますので、一般的には第1号アに規定する総排気量が0.05リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワット以下のものというふうになりまして、50cc以下の原動機付自転

車と同じ2,000円が適用されますが、第1号エに規定するミニカー区分におきましては、3輪以上の定格出力0.5キロワットを超える特定小型原動機付自転車につきましては、こちらの区分にも該当することになりまして、規定上重複適用ということになっております。それを解消するために、このたびの税制改正におきまして原付第一種と同じく年額2,000円、特定小型原動機付自転車の年税額は2,000円と定められましたので、ミニカー区分から特定小型原動機付自転車を除外するため、規定を改めるものであります。

それと、対象の車両ですけれども今現在、電動キックボードの登録というのは2台確認しております。

それと、14ページの不正行為による徴収の不足額が発生した場合の対応なんですけれども、これにつきましては、自動車メーカー等で不正が発覚した場合といいますのは、その不正によって本来の税額分と違うものであって不足税額が発生した場合には、不正行為を行った自動車メーカーが不足額を支払うということになりまして、実際、車両の所有者に例えば不足額を納めていただくということにはなりません。その際に不足税額と合わせまして、ペナルティーとしての加算金というのが、今まで10%であったのが35%に引き上げられるという改正を行うものであります。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論をいたします。

ただいまの町税条例の改正は、主に森林環境税の導入に伴うものであります。今ご答弁があったように、森林環境税は、1人、個人の方、年額1,000円という定額で課されると。均等割がかかってくるぎりぎりの収入の方も1,000円、非常に収入の多い方であっても1,000円、そういう定額であるという点。それに今回、復興特別課税というのが今年度で期限切れ

になるわけですね。来年からまた新たにその1,000円がなくなるから、復興特別住民税がなくなるから、同じ1,000円ですから増税したことが分からないというような、そんな仕組みになっていると。復興住民税がなくなれば1,000円安くなるはずだったんですよ。それに今度は森林環境税をかけ替えるという形で課税されるというやり方も非常にこそくでありますし、交付の仕組みというものも、今、森林面積と林業就業者数と単に一般の人口とにパーセントで課せられるということですが、これが都市部では人口が多いと、東京の23区内のように大変人口は多い、森林は全然ないというようなところに多く交付されるというような矛盾点もありまして、本当に林業の振興のために役立つ仕組みになっているのかと、交付の基準も見直さないといけないと思います。

いずれにしても、CO₂を削減するという理念は素晴らしいわけですが、それを排出している企業の方は、法人には一切課されず、個人の住民に1,000円ずつ全部広く負担せよというやり方ですから、理念はよくてもやり方は間違っているというふうに考えますので、反対をいたします。

議長（西島寛道） 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第34号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第35号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） それでは、議案第35号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、児童の安全の確保に関する事項の明確化、感染症流行時等の業務継続のための計画策定等に関する事項等を国の定める運営基準として位置づけるため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、基準と申し上げます）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

第6条の2、安全計画の策定等の規定、次のページをご覧ください。

第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認の規定を新たに追加するものでありまして、児童の安全の確保に関する事項を明確化するため、基準が一部改正されたことに伴う条文の整備であります。

下の欄をご覧ください。第12条の2、業務継続計画の策定等の規定を新たに追加するものでありまして、業務継続計画の策定等につき努力義務とするため、基準が一部改正されたことに伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。

例規ページ数2743の3ページ、第13条、衛生管理等の規定でありまして、衛生管理における講ずるべき措置の明確化のため、基準が一部改正されたことに伴う条文の整備であります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定であります。この条例は、公布の日から施行する。

第2条、安全計画の策定等に係る経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 3ページに安全計画の件がありまして、4ページ以下に業務継続計画の策定の件がありますが、これは求められているのは事業者ですから教育委員会ということになると思うんですけど、二つの放課後児童クラブがありますね。安全計画やBPO、業務継続計画というのはそれぞれの場所に2種類、二つつくらないといけないということですか。クラブにおいて1個でいいということですか。

それと、業務継続計画の方はともかく、安全計画の方は周知ですけども、職員は2項のところであって、3ページの3項のところ保護者に周知しないといけないと書いてあるんですけども、放課後クラブについては今後自分の子どもをそこに入れようかどうしようかというようなことを考えられる方もあって、実際に子どもを預けておられる保護者だけに周知すればいいというものではないと思うんです。広く保護者年齢に当たる方などが自由にそういう安全計画を閲覧したりできるような形にしてほしいと思うわけですが、そういう周知方法をどう考えておられますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) ただいまのご質問でございますが、安全計画または事業継続計画につきましては、それぞれ児童クラブでも利用人数が違ったり避難経路が少し違ったりなど、それぞれで児童クラブに特徴がございますので、個別に安全計画等を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、保護者への周知でございますけれども、まず入所の際の機会に説明等をさせていただくということと、あとはホームページ等もございますので、どのようにすると一番皆さんに分かっていただけるかというのは今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第35号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第36号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) それでは、議案第36号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和5年4月1日にこども家庭庁の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等が施行され、引用条文のずれ等が生じたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2793の43、第4条、下に移っていただきまして、例規ページ数2793の44、第6条、正当な理由のない提供拒否の禁止等の規定、1枚おめくりいただきまして、例規ページ数2793の45、第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力の規定、次のページに移っていただきまして、例規ページ数2793の45、第8条、受給資格等の確認の規定、下に移っていただきまして、例規ページ数2793の46、第13条、利用

者負担額等の受領の規定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行による項ずれに伴う条文の整備であります。

1枚おめくりいただきまして下の方、例規ページ数2793の47、第15条、特定教育・保育の取扱方針でありまして、こちらにつきましてもこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行により、項の追加及び所管大臣の変更に伴う条文の整備であります。

1枚おめくりいただきまして、例規ページ数2793の49、第20条、運営規程でありまして、こちらにつきましてもこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行による項ずれに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の50、第26条、こちらにつきましては、親権者の懲戒権に係る現行民法第822条が削除され、市民法第821条において、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務が定められたことに合わせ、第26条を削除するものであります。

次のページをご覧ください。

例規ページ数2793の52、第35条、特別利用保育の基準の規定、1枚おめくりいただきまして、例規ページ数2793の52、第36条、特別利用教育の基準の規定、次のページ、下の方になります、例規ページ数2793の53、第37条、1枚おめくりいただきまして、下の方にあります例規ページ数2793の54、第39条、正当な理由のない提供拒否の禁止等の規定でありまして、こちらにつきましてもこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行による項ずれに伴う条文の整備であります。

下の方です。例規ページ数2793の57、第44条、特定地域型保育の取扱方針の規定でありまして、こちらにつきましてもこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行により、所管大臣の変更に伴う条文の整備であります。

1枚おめくりいただきまして、例規ページ数2793の59、第51条、特別利用地域型保育の基準の規定、下に移って1枚おめくりいただきまして、例規ページ数2793の59の2、第52条、特定利用地域型保育の基準の規定でありまして、こちらにつきましてもこども家庭庁設置法の施行に伴う

関係法律の整備に関する法律等の施行による項ずれに伴う条文の整備であります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第36号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第37号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　それでは、議案第37号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、生計を一にする世帯に満20歳未満の子が2人以上いる世帯の第2子以降の延長保育料を無償化するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2793の66、備考でありまして、満20歳未満の子が2人以上いる世帯の第2子以降の延長保育料を無償化することに伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　延長保育料の1人1回100円というものが無償になる子どもが出るということで、それはありがたいことだと思うんですけども、この際にどういうふうに延長保育の対象が決められて、延長保育料が具体的にどうやってその100円を徴収されているのかというのをお聞きしたいんですけども。非常に手間だと思うんですね。保育士がストップウォッチを持って計るというようなことにはならないだろうし、今、基準は4時半なので、4時半を5分過ぎたのか1分過ぎたのか、そういうことを判定しないといけないのは保育士の負担ではないかなと思うんです。かつ、100円はどうやって徴収されておるのか。1か月まとめてや学期まとめてなど、その都度その都度100円徴収されているのか、お願いします。

ここまで無償化に踏み切っておられるんだったら、延長保育が必要な子かどうかの認定は必要ですよ。届けてもらって、この子は延長しないといけない、延長は要らない、それは必要だけでも、この際全員無償にすればそうい

う手間がなくなるんじゃないかと思うんですが、どうして第2子以下の子どもに限らなければならない国の補助など、何かあるんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 延長保育料のお金の徴収方法につきましては、これまでから利用ごとに頂いておるといふことでございます。

第2子以降の無償化で今国の補助等があるかということにつきましては、町の単独事業として実施するものでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第37号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第39号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第39号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和5年度井手町水道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和5年度井手町水道事

業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入であります。第1款水道事業収益、既決予定額1億3,384万2,000円、補正予定額12万1,000円、合計1億3,396万3,000円。

第1項、営業収益、既決予定額1億625万6,000円、補正予定額960万円の減、合計9,665万6,000円。

第2項、営業外収益、既決予定額2,758万5,000円、補正予定額972万1,000円、合計3,730万6,000円。

次に、支出であります。第1款水道事業費用、既決予定額1億4,135万円、補正予定額12万1,000円、合計1億4,147万1,000円。

第1項、営業費用、既決予定額1億3,294万3,000円、補正予定額12万1,000円、合計1億3,306万4,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　井手水で、基本料金とメーター使用料を減免するための予算だと思うんですけど、7ページですが、給水収益がそのために960万円減額になるだろうということですね。それを一般会計からの補助金で賄うということですが、960万円減額になる内訳ですね。これは個人だけじゃなくて事業所等も含めてだと思えるんですけども、口径ごとの件数をお願いしたいのと、それと口径ごとの1か月幾ら減額で、それが6か月になると幾らになるのかということをお願いしたいと思います。

もう1件は、去年、減額をやったときも申しあげましたが、有王地区なんかは上水道の供給計画区域に入っていないわけですね。どうしておられるかといったら、自分で井戸を掘って、その井戸の維持を自らの費用を賄っておられるわけで、そういう方には今回のこういうあまねく広く住民の方に物価高騰対策として援助をするという恩恵がいかないわけです。そういう方についてはやっぱり何らかの追加的な措置が必要だと思うんですけど、それは

考えておられないのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) ただいまのご質問でございますけども、まず今回の減免の口径ごとの件数でございます。令和5年度4月時点の件数で申し上げます。13ミリ、704件、20ミリ、1,229件、25ミリ、56件、40ミリ、29件、50ミリ、12件、75ミリ、3件、合計2,033件でございます。

次に、減免の額でございます。こちらも口径ごとです。13ミリ、1か月627円、6か月3,762円、20ミリ、1か月690円、6か月4,140円、25ミリ、1か月959円、6か月5,754円、40ミリ、1か月1,993円、6か月1万1,958円、50ミリ、1か月5,236円、6か月3万1,416円、75ミリ、1か月1万4,367円、6か月8万6,202円でございます。

有王地区の関係でございますけども、有王地区には水道本管が通っていないことから今回の減免の対象にはなってございませんでして、また、それに代わる措置ということは今のところ考えてはございません。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第39号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第40号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業

特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第40号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,232万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。まず、歳入であります。

2款使用料及び手数料、補正前の額3,505万5,000円、補正額420万円の減、計3,085万5,000円であります。

5款繰入金、補正前の額154万8,000円、補正額432万1,000円、計586万9,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額6,220万8,000円、補正額12万1,000円、計6,232万9,000円であります。

1枚めくっていただきまして、歳出であります。

1款業務費、補正前の額2,881万1,000円、補正額12万1,000円、計2,893万2,000円、財源内訳といたしまして、その他の12万1,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額6,220万8,000円、補正額12万1,000円、計6,232万9,000円、財源内訳といたしまして、その他の12万1,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 5ページですが、水道使用料が420万円減収になるという予算です。多賀水の方も口径ごとの件数をお願いします。

それと、先ほどの井手水のとときにご説明になった額は税込みですか、税抜きですか、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) まず、多賀水の口径ごとの件数につきましてお答えさせていただきます。

こちら令和5年4月時点の件数でございます。13ミリ、435件、20ミリ、397件、25ミリ、28件、40ミリ、6件、50ミリ、4件、75ミリはございません。合計870件でございます。

先ほど申しあげました金額につきましては、税込みの金額となっております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第40号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第41号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会

計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第41号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,439万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回、補正のある箇所のみご説明申し上げます。まず、歳入であります。

1款使用料及び手数料、補正前の額1億5,023万4,000円、補正額1,560万円の減、計1億3,463万4,000円であります。

3款繰入金、補正前の額2億11万3,000円、補正額1,572万1,000円、計2億1,583万4,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額5億3,427万円、補正額12万1,000円、計5億3,439万1,000円であります。

1枚めくっていただきまして、歳出であります。

1款総務費、補正前の額1億5,340万4,000円、補正額12万1,000円、計1億5,352万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の12万1,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額5億3,427万円、補正額12万1,000円、計5億3,439万1,000円、財源内訳といたしまして、その他の12万1,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 下水道の方も今回基本料の減免をしていただけるということで、ありがたいことだと思っておりますが、上水と件数が変わってくると思います。そもそも下水の基本料の決め方はどうなっているのかというご説明をお願いしたいんですが、家庭用は大体1,000円ぐらいの基本料のところが多いんですけど、下水メーターがついているような大量に下水を排水されるような方の場合も基本料は同じなのか。違うのであれば、段階ごとの件数をお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) まず、下水の件数でございます。下水道は用途別の件数を把握してございまして、令和5年4月時点の件数で申し上げます。一般家庭2,302件、集合住宅42件、営業用62件、工場用31件、学校等官公署19件、公衆浴場1件、その他31件、合計2,489件でございます。

下水道の基本料金の考え方でございますけども、下水につきましては用途関係なく全て、1か月税込みで10トンまで1,017円が減免の対象となっております。全てのご家庭でこの金額で減免を考えているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第41号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第45号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) それでは、議案第45号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道29号線第2工区道路改良その6工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記としまして、1、契約の対象。5道改第1号、町道29号線第2工区道路改良その6工事。2、契約金額。金7,909万3,300円。うち取引に係る消費税額、金719万300円。3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字西高月6番地の5、雅豊建設株式会社代表取締役、仁木雅樹氏。4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、現在進めております町道29号線道路改良工事の盛土擁壁として補強土壁工を実施する工事であります。

また、工期につきましては令和6年1月31日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は7者、予定価格は税抜き8,093万2,000円、調査基準価格は税抜き7,337万円、失格基準価格は税抜き7,190万2,000円であり、落札金額は税抜き7,190万3,000円、落札率は88.84%であり、調査基準価格以下でありましたので低入札価格調査のヒアリングを実施し、問題ないことを確認しております。

ほかの入札者の入札金額につきましては、株式会社ヤマダが税抜き7,337万1,000円、中和建設株式会社が税抜き7,337万1,000円、西田建設株式会社が税抜き7,337万1,000円、株式会社松輝が税抜き7,340万円、株式会社山川が税抜き7,445万7,000円、株式会社田中組が税抜き7,068万6,000円でありました。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　工事の内容で盛土の補強などをするということなんですが、延長としては第2工区というのは全部完了なんですか。さらにまだそこから第2工区があって、また第3工区などあるんでしょうか。要するに、すごく長くかかっているんで、いつも完成の見通しを聞きますけど、この補強工事を行えばほぼ完了になるのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　柳原建設課長。

理事（柳原健二）　　ただいまのご質問にお答えいたします。

町道29号線改良工事の工区についてですが、町の方で区分けしておりますのは、現在供用しています3号線から支援学校のところまでを1工区、通して400メートル、供用済みでございます。その続きとしまして、今やっております支援学校から府道の和東井手線、そちらにつきましてを2工区として今事業をしているところでございます。そちらの2工区につきましても、延長としては400メートルでございます。今回、その2工区の400メートルのうちの約60メートルの区間で擁壁を実施する工事でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道）　　ほかに。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　60メートルの工事を既に発注しているわけですよ。400メートル発注しているわけですよ。それをさらに60メートル盛土をするためだけに7,900万円もかかるということですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　柳原建設課長。

理事（柳原健二）　　2工区をただいま工事実施しておるんですけども、そのうち、今まで工事しておおむね完成している区間がおよそですけども150メートルぐらいございます。その続きとしまして、およそ60メートルの区

間を今回上げております工事で実施するものでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 110から60メートル延長すると、170メートルぐらいまで来ますね、ざっぱな話ですが。400メートルあるうちのまだ半分しかいかないわけですよ。それで、前回その110メートルまで完成させるのに幾らぐらいかかったんですか。そこから60メートル延ばすために8,000万円近いんですよ。それだけかかると。私、土木工事はよく分かりませんが、一般住民感覚としたらどれだけ高い工事なのかと思うんですけれども、やりかけたらやらざるを得ないのかもしれないけれども、あまりにも高いんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) ご質問にお答えいたします。

60メートルで七、八千万円のお金がかかるということなんですけども、工事、ようかん切りで完成させていくわけじゃなくて、それぞれ山を切ったり盛土をしたり、いろいろな地形がありますので、順次工事をしていって最後舗装をするという工事になっていきます。今回、谷地形のところでは大きな1,000立米を超えるような盛土が出てきます。さらに擁壁等も必要になってきますので、その区間について今回発注することにしております。

それと、2工区のところのこれまでの予算、どの程度かかっているかというところではございますが、おおよそでございますが、1億円ほどかかっているところではございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 賛成の立場で討論を行います。

今どうしても必要な道路ですから、工事を続けていただくことはやぶさか

ではないわけですがけれども、あまりにも時間もかかっているのと、お金がかかっていると。何とか工法等の研究もしていただいて、今日これを可決しても、あと残り半分まだあるわけですよ。できるだけお金がかからない方法と急いでいただくということをお願いして、賛成したいと思います。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第45号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第45号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

次に、日程第10、議案第46号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第46号、工事請負契約について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

災害時情報伝達手段整備工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。5井総第7号。災害時情報伝達手段整備工事。2、契約金額。金2億97万円。うち取引に係る消費税額、金1,827万円。3、契約の相手方。滋賀県長浜市宮司町76番地7、朝日電気工業株式会社滋賀営業所長、北村祐喜氏。4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回、避難指示等の防災情報を町内全域に一斉にスピーカーにて伝達することができるよう、同報系防災行政無線を整備するものであります。

工期につきましては、令和6年3月25日までとしております。

なお、入札状況につきましては、まず入札参加業者は3者でございます。

予定価格の額は税抜きで1億9,996万9,000円でございます。また、調査基準価格は税抜きで1億8,267万円であります。先ほど申しました業者、落札金額でございますけれども、税抜きで1億8,270万円で、落札率は91.36%であり、他の業者の入札額は、税抜きで申し上げます、電気興業株式会社1億8,397万1,000円、扶桑電通株式会社1億8,410万円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　同報系のデジタル防災行政無線の整備というのは、3月の議会のときに議員には説明をしていただいているんですが、そのときに、五つの方式があって、それぞれのメリット、デメリットを説明していただいて、2番目に説明をされたデジタル同報系防災行政無線のT115方式というのが一番いいのではないかというご説明があったんですね。そのシステムでの発注なのかどうかということと、そのとき説明があった9か所のスピーカーの位置など、そういうのも変わらないのか、出力なども変わらないのかという確認。

それから、そのシステムだと個別に音量なんかも調節できるという話があったんですけれども、今までないことをしますので、住民の方からは、自分の家の頭上にスピーカーがついた場合、必要なシステムであっても苦情が来る可能性があるわけですね。そういう場合に音量等を調整したりなど、必要なことはちゃんとお伝えはしないといけないけども、災害時にはこういう音量でやるけど通常のチャイム、放送のときはそういう配慮ができるというのがふさわしいと思うんですけど、どうでしょうか。

それと、チャイムの音色、まだそのときには決まっていないということだったんですけれども、何か案があるのかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　先ほどの同報系の防災行政無線の関係でございますが、

おっしゃりましたとおりT115方式で発注をしております。

それと、9か所の位置については、それで計画を今のところしております。

あと、個別の音量調整なんですけれども、それはもちろんそれぞれの場所それぞれで音量調整ができるということを伺っておりますし、特に災害情報を出すときには、それはそれで音量を大きく出すこともできるというふうに伺っております。そういう配慮ができるということですね。

あと、メロディー、チャイムの曲については、それがどのようなものかということは多分設定されている曲によるということですので、具体的にどういう曲が入っているかというのは、まだ把握はしておりません。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第46号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第46号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

次に、日程第11、令和5年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、令和5年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。令和5年度城南土地開発公社事業計画であります。

まず上の表であります。公有地取得事業でありまして、井手町分はございません。

次に下の表であります。公有地売却予定でありまして、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で、日程第11を終わります。

次に、日程第12、発議第3号、健康保険証廃止の中止を求める意見書を議題とします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

それでは、健康保険証廃止の中止を求める意見書についてご説明をさせていただきます。

マイナンバーカード利用に関して、コンビニで他人の住民票が出る、病院で他人の診療情報や薬剤情報が出る、家族名義や他人名義の公金受取口座が登録され、結局交付金等を迅速に受け取るためという国の言う目的を果たせないなど、国民の信頼を崩壊させる深刻なトラブルが連続しております。政府として総点検し、トラブルの全容解明や再発防止に万全を期すことが先決であるにもかかわらず、来年秋に現行の健康保険証を廃止するマイナンバー法改定が強行をされてしまいました。

共同通信社がその後、6月17、18日両日に実施した全国世論調査によりますと、現在の健康保険証を来年秋に廃止する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上っているように、ますます国民の疑問と不安が高まっております。

全国保険医団体連合会の最新の調査では、オンライン資格確認でトラブルがあったと回答した医療機関が6割もあり、トラブルへの対処として最も多いのは、「持ち合わせていた健康保険証で資格確認をした」でした。健康保険

証を廃止すれば、システムの不具合で患者が窓口で10割負担を求められるケースが増えることは避けられない、負担が重く必要な受診ができなくなる、患者と医療機関の間で深刻なトラブルとなるなど、全国の医療機関で診療が停滞・中断する事態に発展しかねず、保険証一枚で誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。

マイナ保険証は現行の保険証以上に厳重な保管や管理が求められることから、入所施設の職員には重大な責任を負わせることとなります。施設入居者マイナ保険証申請を誰がするのかさえ政府からは具体策は示されておらず、訪問在宅医療、高齢独居の方々の申請、管理も未解決のままで、介護が必要な高齢者や障がい者などの医療を受ける権利の侵害にもつながります。

よって、国におかれては、来年秋の健康保険証廃止は中止されるよう強く求めるという内容でございます。

この意見書案を作りましてからも毎日のように、こんな例があった、あんな例があったというトラブルが全国で続出しているわけで、国としても対策本部を設けて総点検をやると言っています。しかし、こうやって出てきているのは本当に氷山の一角で、自分の口座情報を確認された方から出てきたということからやっていますので、今後もますますトラブルが増える可能性もございます。

来年秋、保険証の廃止は取りあえず延期したらどうかというご意見の皆さんも、中止とありますけれども来年秋の保健証廃止は中止という観点で、延期が必要じゃないかと思われる皆さんも賛成していただいたらどうかと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第3号、健康保険証廃止の中止を求める意見書を採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

次に、日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第14、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、本定例会を本日で閉会することに決定しました。

ここで、令和5年6月定例会を閉会するに当たり、町長より挨拶をいたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長(汐見明男) 発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

私の任期が8月26日ということで、おそらく緊急にお集まりいただくこ

とがない限り、今任期中、皆様方と議場でお会いするのは本日が最後だと思っておりますので、この4年間のお礼を兼ねましてご挨拶を申し上げますさせていただきます。

顧みますと、7期目の4年間も「まちの主人公は住民」との認識の下、住民の方々からの貴重なご意見を聞かせていただき、それらを反映しながら町政運営を進めてまいりました。

一方で、この間は世界的規模で感染拡大した新型コロナウイルス感染症に対し、各地方自治体においては、これまで経験したことのないような様々な対応が求められた時期でもありました。

私としては、新型コロナウイルス感染症対策については、国や京都府としっかり連携し、住民の方の目線に立ってきめ細やかに対応する、そのことを基本にして取組を進めてまいりました。

具体的には、国の特別定額給付金に加え、本町独自に井手町生活応援給付金として、住民1人当たり2万円の上乗せ給付の実施やマスクの供給が不足している状況を踏まえ、住民1人当たりマスク50枚を支給するなど、住民の方にとって必要とされる支援を迅速に実施するように努めてまいりました。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、京都府内で最初に集団接種を開始し、現在に至るまで、接種を希望される方が安心して接種していただけるよう対応を進めるとともに、感染された方に対する療養支援につきましては個別に連絡を取り、状況を把握し、食料品等の配達や相談対応を行うなど、いずれも井手町独自の工夫や方法によるきめ細やかな対応に努めてきたところであります。

新型コロナウイルス感染症は、今年の5月に5類に引き下げられ、日常生活も戻りつつありますが、ワクチン接種をはじめとする感染拡大の防止対策につきましては、引き続き任期満了まで気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

さて、私は4年前、7期目の町長選出馬に当たり、一つの基本姿勢と六つの柱から成る32項目の基本政策を公約として発表し、その実現に向け、精いっぱい努力してまいりました。

その主なものを基本政策の六つの柱ごとに申し上げますと、まず一つ目の「自然環境を守り育て安全でやすらぎのあるまちづくり」では、新たな役場と山吹ふれあいセンターを建設し、災害対策室や防災広場等を整備するなど、

防災拠点としての機能を強化したところであります。また、今年度実施する同報系防災無線の整備により、より一層の充実が図れるものと考えております。

さらに、住民サービスの向上を図るため、これまでバリアフリー検討委員会で頂いた現庁舎等へのご意見を踏まえ、授乳室やキッズスペースを新たに設けるとともに、車椅子対応のエレベーターや高さの異なる受付カウンター、幅が広く段差のない道路等を設けておりまして、子育て世代の方や高齢者の方、障がいのある方など、来庁される様々な方にとって優しく利用しやすい新庁舎となるように取り組んでまいりました。

次に、二つ目の「快適な暮らしと豊かな自然を活かしたまちづくり」では、ＪＲ奈良線高速化・複線化第２期事業に取り組み、本年３月に本町のＪＲ山城多賀、玉水駅間を含む全体の６４％が複線化され、所要時間の短縮や運行ダイヤの安定性が向上したところであります。しかしながら、沿線市町の今後の発展とさらなる利便性向上を図るためには、全線の複線化を目指し、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

また、井手町地域創生計画の策定に係る住民アンケートにおいて、２０歳から３９歳の女性が「買物など日常生活が不便」という意見が約８割を占め、子育て世代等の定住化を図るためには商業施設の立地が必要との思いから、京都府のご協力を得ながら、ＪＲ山城多賀駅前への商業施設の誘致に取り組み、事業者からは来年夏頃の開業の見込みと伺っておりまして、大変うれしく思っております。

次に、三つ目の「活力のある産業振興と観光・交流のまちづくり」では、白坂工業団地への企業立地を契機に町内の他の地域でも企業が進出し、雇用の促進や税収の増加が図れ、現在も企業からの問合せが継続しているところであります。

また、コロナ禍において高いプレミアム率のついた商品券発行事業補助の拡充などの支援策を実施し、地元消費の拡大を図るとともに、地元商店をはじめとする企業活動の安定化にもつなげてまいりました。

次に、四つ目の「あすを創造する教育や文化・スポーツをはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」では、新たに出産応援基金を設置し、児童１人に対して１０万円を支給する出産応援給付金の創設や、府内自治体で先進例ともなった子育て支援医療費の１８歳までの完全無料化の継続、第２

子以降の保育料の無償化の拡大、保育園・小・中学校給食費の全額補助の継続的な支援を行うとともに、新たに大学等の奨学金の返還に対する支援を行う定住促進奨学金返還支援金の創設や英語検定、数学検定の受検料の全額補助制度の拡大にも取り組んでまいりました。

また、小・中学校における教育環境の整備充実につきましては、老朽化に伴う普通教室の空調設備の更新や小・中学校1人に1台のタブレット端末を整備するとともに、本町の学校図書館においては、公立学校に整備すべき蔵書の標準とされる「図書標準」を平成19年度に100%を達成し、現在も維持しております。これらの取組が児童・生徒の学習効果の向上につながっているものと考えております。

さらに、スポーツ協会や文化協会が実施するそれぞれの事業への支援や各種団体との連携を図り、生涯スポーツ・レクリエーションの振興や地域文化活動の充実を図ってまいりました。

次に、五つ目の「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」では、認知症予防のための体操教室の開催をはじめ、タブレット端末を使用したスクリーニングを行うなど、認知症の早期発見と適切なサービスにつなげるための取組を行ってまいりました。

また、不妊治療を受ける際の本人負担の軽減を図るための京都府内トップクラスとなる不妊治療給付事業もさらに拡充し実施してまいりました。

次に、六つ目の「つながりとふれ合いを大切にし、みんなで取り組むまちづくり」では、新山吹ふれあいセンターに新たな交流拠点施設として整備した「テオテラスいで」が今年開業を見込んでおり、従前から取り組んでおります京都産業大学における町内の活動拠点である「むすび家 i d e」やまちづくりセンター椿坂等の施設と合わせ、地域住民をはじめ、町内外を問わず、交流と憩いの場として活用されるものと期待をしております。

一方、財政面につきましては、令和3年度の決算で財政構造の弾力性を判断する経常収支比率と財政の健全化を判断する実質公債比率は、いずれも京都府内の市町村の中で一番よい数値となっております。

また、町長就任時の平成7年度末の基金残高は26億7,500万円であったものが、令和5年5月末では約2.8倍の73億6,100万円となり、借入金であります地方債残高は47億6,100万円であったものが、約2割減少させ38億6,600万円となるなど、京都府内トップクラ

スの住民サービスを実施する中でも、健全財政化を進めることができました。

さらには、これらの本町の取組に加え、国や京都府にお願いし進めていただいている事業も順調に進捗をいたしております。

国においては、長年の悲願でありました国道24号城陽井手木津川バイパスが事業化され、現在、用地買収や一部工事に着手されるとともに、本町が整備する交流拠点施設「テオテラスいで」と併せ一体的な道の駅となるよう、道路休憩施設等の整備が行われることとなっております。

京都府では、府道上狛城陽線における歩道整備や和束井手線における拡幅・防災工事、新庁舎前においては井手町内で初めてとなる無電柱化事業を実施されるとともに、山城地域において4個目の特別支援学校となる井手やまぶき支援学校を開校していただきました。

このように、7期目の任期中も多くの事業に取り組み、健全財政を維持することができましたのも、国や京都府の力強いご支援と議会や住民のご協力、そして職員の頑張りによるものであると心から感謝しているところであります。改めてお礼を申し上げる次第であります。

特に、議員各位におかれましては、この4年間提出いたしました議案につきまして、慎重ご審議の上、全て原案どおりご可決いただき、また事業の推進に当たっても様々な面でご協力を頂きましたことに厚くお礼を申し上げます。

これまでから申し上げておりますように、本町の最も大きな課題は人口の減少をいかにして食い止めるかであり、そのためには利便性向上のためのJR奈良線の全線複線化、雇用創出や税収確保のための企業誘致、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパス整備の三つが必要不可欠であると考えております。おかげさまでこれまでの取組により、これらの事業につきましてはおよそ道筋がついたことから、今後は市街地と新国道バイパスとを結ぶアクセス道路の整備、町主導の住宅開発などを早期に実現させ、定住移住促進を図っていくことが重要であると考えております。

議員各位におかれましては、本町が抱えております課題解決に向けて、これからも住民の代表としてより一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いをいたします。

結びになりましたが、この4年間、私に対しまして温かいご支援、ご協力

を頂きましたことに改めて厚くお礼を申し上げますとともに、議員各位のご健勝、ご多幸、そしてますますのご活躍を心よりお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。

4年間、誠にありがとうございました。

議長（西島寛道） 汐見町長、4年間、お疲れさまでございました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和5年6月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 田 中 保 美

署名議員 岡 田 久 雄